

# 仕様書

秋田市西部市民サービスセンター自家発電機保守点検業務について、秋田市（以下「甲」という。）は、業務受託者（以下「乙」という。）にこの仕様書の定めるところに従って委託するものとする。

## 1 本旨

本設備の使命および遵法の精神を理解し、甲乙携え誠意をもって本契約を履行する。

## 2 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 3 業務内容

- (1) 乙は、本設備の機能保守のため、別紙1のとおり点検を行う。
- (2) 甲は、本設備に異常等を発見したとき、あるいは本設備に影響を及ぼすおそれのある模様替等の工事を行うときは、速やかに乙に通知し、甲乙協力して設備の保全に努めなければならない。
- (3) 乙は、点検又は試験の結果、故障その他の事故を発見したときは、直ちに甲に連絡し、甲乙協議の上、最善の処置を講じなければならない。
- (4) 乙は、本設備の機能を常に正常に保つための必要な助言を、甲にしなければならない。
- (5) 前号の他、甲が必要と認める事項があった場合、乙は、契約金額の範囲内において履行するものとする。
- (6) 天災、火災等が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、警戒体制を取り事故の防止に万全を期すること。

## 4 報告義務

作業終了後、作業等の状況を、書面により速やかに報告するものとする。また、報告書の書式は、甲の指示がない箇所において、乙の標準書式とする。なお、必要に応じ、報告書には作業写真を添付すること。

## 5 その他

- (1) 業務実施に当たり、利用者等の安全確保に努めること。
- (2) 業務は、関係法令、条例等に基づいて実施すること。
- (3) その他必要な事項は、担当者と協議すること。

	項 目	点検内容	周 期
装置全体	アンカーボルト	締付、損傷等の点検	年1回
	外部接続配管	締付、損傷等の点検	年1回
	外箱・ボルトナット	締付、損傷等の点検	年1回
	外箱内外面及び構成部材	締付、損傷等の点検、発錆状況の点検	年1回
	防振ゴム	締付、損傷等の点検	年1回
	運転状態各部	排気色・換気及び各種機能点検	年1回
エンジン本体	外回り全般	漏れ・汚損等の点検	年1回
	ロッカカバー	油漏れ、ガスケット等の点検	年1回
	ダンパー	損傷点検	年1回
給排気系統	給排気系統全般	空気、ガス漏れ等の点検	年1回
	サイレンサ部	外観点検	年1回
	パイピング全般	損傷、締付点検	年1回
	マフラー	排気ガス漏れ及び水の滞留点検	年1回
	防火ダンパー	損傷点検	年1回
潤滑油系統	オイルシステム全般	油漏れ点検	年1回
	エンジン潤滑油	油量点検、水と燃料混入点検、油交換	年1回
	オイルフィルター	エレメント交換	年1回
	オイルポンプ	油圧点検	年1回
	パイピング全般	損傷、締付点検	年1回
冷却水系統	冷却系統全般	水漏れ、損傷等点検	年1回
	ラジエーター	水量とクーラント混入割合等の点検	年1回
		ファンの目詰まり点検	年1回
		冷却水（クーラント）交換	年1回
	テンションプーリー	点検	年1回
	Vベルト	張り、損傷等の点検	年1回
燃料系	パイピング全般	損傷、締付点検	年1回
	燃料系統全般	燃料漏れ点検	年1回
	燃料槽	内容量点検（950L燃料槽）	年1回
		排水および軽油点検確認	年1回
	燃料フィルター	漏れ、外観点検	年1回
	燃料噴射ポンプ	漏れ、外観点検	年1回
	パイピング全般	損傷、締付点検	年1回
燃料ストレーナ	漏れ、外観点検	年1回	

	項 目	点検内容	周 期
始 動 停 止 装 置	プライミングポンプ	手動運転機能試験	年1回
	冷却水ヒータ	機能試験	年1回
	停止ソレノイド	停止および復帰機能点検	年1回
	コントロール機能	ジョイント部作動点検	年1回
計 器 及 び 保 護 装 置	全般	漏れおよび損傷点検	年1回
	計測器	指示不良損傷有無点検	年1回
	冷却水温度検知SW	接点短絡動作点検	年1回
	油圧低下検知SW	接点短絡動作点検	年1回
	過電圧	GOTパネル操作による警報動作点検	年1回
	過電流	GOTパネル操作による警報動作点検	年1回
	不足電圧	GOTパネル操作による警報動作点検	年1回
	周波数異常	GOTパネル操作による警報動作点検	年1回
	始動渋滞	動作値点検	年1回
共 通	自動発電機装置全般	作業点検	年1回
		外観点検	年1回
		機能点検	年1回
		総合点検	年1回

※点検内容を報告書等にし、甲へ提出すること。

※点検時に発生した廃油処理の報告書も甲へ提出すること。

※停電確認作業は、受変電点検日と同じ休日を実施すること。